

統合賠償責任保険



宿泊業のみなさまの 賠償責任保険



2022年10月改定

宿泊業のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!

●宿泊施設 他人の身体の障害や財物の損壊等



●調理場でガス爆発事故が発生したため、お客さまがケガをし、近隣の家屋も壊してしまった。

損害額 9,500万円

さらに

損壊した近隣の家屋の修理費が時価額を超えてしまい、所有者から修理費の全額を請求された。

損害額 100万円


●部屋の鍵が壊れていたため、お客さまが部屋に置いていた荷物が盗まれてしまった。

損害額 8万円


●ランドリーワゴンを運んでいる際に、誤ってお客さまの子どもにぶつかり、大ケガをさせてしまった。

損害額 60万円

さらに

事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 5万円


●食事の提供後 他人の身体の障害や財物の損壊



●提供した食事が原因で集団食中毒を発生させてしまった。

損害額 6,000万円

さらに



食中毒の原因を調べるために検査を行った。

損害額 5万円

●その他の賠償事故



施設のエレベーターの故障によりお客さまを閉じ込めてしまい、慰謝料を支払うことになった。

損害額 15万円

●被害者治療費



ホテル内の階段からお客さまが滑り落ちケガ。法律上の賠償責任は発生しなかったが、その治療費を弊社の同意を得て支払った。

損害額 10万円

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも...

●被害に遭われた場合の賠償請求



酔った宿泊者が、部屋の壁や備品を壊したが賠償に応じられないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 90万円


温泉施設のコインロッカーが何者かにピッキングされ、10名のお客さまの財布が盗まれた。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、1人につき1万円の見舞金を支払った。

損害額 10万円

●クレーム等対応費用の補償 ●サイバー・情報漏えい事故の補償 につきましては、別途チラシやパンフレットをご参照ください。

裏面の補償内容でこれらの事故がまとめてカバーされます





で補償される内容

宿泊業のみならず、施設の管理、業務の遂行、提供した食事などによる事故によって負担する法律上の損害賠償責任を包括して補償します。

1



施設が原因で生じた事故と 仕事上の行為が原因で生じた事故を補償します。

I. 施設業務特約



「エレベーターの故障により、中にお客さまを閉じ込めてしまった。」「無銭飲食と間違えて、お客さまを拘束してしまった。」などの不当な身体拘束による自由の侵害、口頭や文書、図面などの不当な表示による名誉毀損やプライバシーの侵害などの損害賠償責任を補償します（情報漏えいやそのおそれによる場合を除きます。）。

▶ 人格権・宣伝侵害事故



一時的に預かった物の損壊、紛失、盗取、詐欺や施設に來られた方の携帯品の盗取等による損害賠償責任を補償します。

▶ 来訪者の携帯品に関する事故

この特約では、上記の事故のほか、業務外個人行為事故等を補償します。詳しくはBizSapoパンフレットをご参照ください。



他人の財物の損壊等について、修理費*が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額を限度とします。（I.施設業務特約で対物超過復旧費補償特約をセットする場合は、II.生産物特約にもこの特約がセットされます。）

▶ 対物超過復旧費補償特約

2



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し 引渡した後に生じた事故を補償します。

II. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII.生産物特約により保険金をお支払いする場合に、事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、破棄するための費用を補償します。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約

3

記名被保険者等が被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用を補償します。 また、損害賠償責任が発生しない事故における、治療費等や見舞金をお支払いします。



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」を補償します。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● III 見舞金 ●



I. 施設業務特約、II. 生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のある他人の身体障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

▶ 被害者治療費等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● III 見舞金 ●



施設の利用者向けに設置するセーフティボックスやコインロッカーなどに一時的に収納された財物の損壊等が発生し、慣習により見舞金を支払うことによる損害を補償します。

▶ コインロッカー等収納財物見舞費用補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● III 見舞金 ●

4

法律上の損害賠償金以外の各種費用をお支払いします。



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、BizSapoパンフレットまたは重要事項説明書をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレホンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。